

松江市告示第 510 号の 2

松江市タクシー利用料助成事業実施要綱（平成 17 年松江市告示第 134 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 8 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、松江市タクシー利用料助成事業(重度身体障がい者、<u>_____</u>重度知的障がい者及び重度精神障がい者が、通院等のためタクシーを利用するときの料金の一部を助成することをいう。以下「事業」という。)の実施に関し、<u>必要な事項を定めることにより、事業の円滑な実施を図り、もって障がい者の経済的負担を軽減し_____</u>、その福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 事業により助成を受けることのできる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる<u>要件を全て</u>満たす者とする。</p> <p>(1) 松江市内に住民票を有し、<u>在宅であること。ただし、退院のために事業を利用することで在宅になる場合であっても、この限りでない。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、松江市タクシー利用料助成事業(重度身体障がい者<u>及び</u>重度知的障がい者及び重度精神障がい者が、通院等のためタクシーを利用するときの料金の一部を助成することをいう。以下「事業」という。)の実施に関し、<u>必要な事項を定めることにより、事業の円滑な実施を図り、もって障がい者の経済的負担を軽減することにより</u>、その福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 事業により助成を受けることのできる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる<u>条件をすべて</u>満たす者とする。</p> <p>(1) 松江市内に住民票を有する<u>在宅の者</u> _____</p>

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級又は2級であること。

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知別紙)に基づき療育手帳の交付を受け、その障がいの程度が重度(A)であること。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級であること。

(3) 通院等のための交通手段がタクシーのみであること。

(4) 松江市移送タクシー事業実施要綱(平成17年松江市告示第107号。以下「高齢者タクシー要綱」という。)に基づく事業(以下「高齢者タクシー事業」という。)を利用していないこと。ただし、事業の

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者でその障がいの程度が1級若しくは2級の者、療育手帳制度要綱により障がいの程度がAの療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年5月1日法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者でその障がいの程度が1級の者

(3) 通院等のための交通手段がタクシーのみであると市長が認める者

(4) 松江市移送タクシー事業実施要綱(平成17年松江市告示第200号)に基づく事業
を利用していない者

ん臓機能障害を有し、かつ、人工透析のために週2回以上の医療機関への通院を余儀なくされているとき

_____は、次の各号に掲げる通院の頻度の区分に応じ、事業の利用を決定した日の属する月から起算した当該年度の残り月数に当該各号に定める枚数を乗じた枚数の利用券を、前項に定める利用券の枚数に追加して交付するものとする。

(1) 週2回の通院_____ 1月当たり2枚

(2) 週3回以上の通院_____ 1月当たり6枚

4 前項の規定の適用を受けようとする者

_____は_____、前条に規定する申請書に通院証明書(様式第3号)を添えて、市長に提出しなければならない

_____。
(利用券の有効期間等)

第5条 利用券を使用できる期間及び当該期間ごとに使用できる利用券の枚数は、別表のとおりとする。

(利用券を使用できる場合)

第6条 利用券_____は、市と契約を締結したタクシー事業者(以下「契約事業者」という。)が運行するタクシーを、通院等に利用するとき限り使用することができる。

(助成)

第8条 利用券1枚当たりの助成額は、500

ん臓機能障害を有し、かつ、医療機関において人工透析を受けている者であって、週2回以上の通院を余儀なくされている者に

ついては、_____通院の頻度により_____、_____

次に掲げる_____枚数を_____を_____交付するものとする。

(1) 週2回の通院がある者 1月あたり8枚

(2) 週3回以上の通院がある者 1月あたり12枚

4 前項の規定により市長が1月あたり8枚

以上の利用券を交付する場合には、対象者より、第3条に規定する申請書のほかに、医療機関における人工透析により週2回以上の通院を余儀なくされていることについての証明書(様式第3号)の提出を求め、確認するものとする。

(利用券の有効期限)

第5条 利用券を使用できる_____枚数は、別表のとおりとする。

(利用券を使用できる場合)

第6条 利用券が使用できるのは、市と契約を締結したタクシー事業者(以下「契約事業者」という。) 所有の_____タクシーを、通院等に利用するとき限るものとする_____。

(助成)

第8条 利用券1枚あたりの助成額は、500

円とする。ただし、乗車料金が 500 円に満たない場合は、乗車料金の全額を助成額とする。

- 2 利用者は、契約事業者が運行するタクシーを利用するときに、当該タクシーの運転手に 障がい者手帳 _____ を提示するとともに利用券 1 枚を渡し、乗車料金と助成額の差額を支払うことにより、この事業による助成を受けるものとする。

3 略

(利用券の再交付)

第 9 条 第 4 条の規定により交付した利用券は、これを紛失したとき、又は盗難のときにおいても、再交付はしないものとする。ただし、利用券を破損し、又は汚損したときは、この限りでない。

(利用券の返還)

第 10 条 _____ 利用者が死亡し、又は第 2 条に規定する要件を満たさなくなったときは、当該利用者に係る利用券を返還し、かつ、当該利用者の障がい者手帳を提示しなければならない。

- 2 市長は、前項の返還を受けた場合は、当該返還が利用者の死亡によるものであるときを除き、当該利用者の障がい者手帳にその旨を記載するものとする。

(高齢者タクシー事業との利用調整)

第 12 条 現に高齢者タクシー事業の利用者である者(以下「調整対象者」という。)が事業の利用決定と同時に高齢者タクシー事業の利用をやめることを条件に事業を

円とする。ただし、乗車料金が 500 円に満たない場合は、乗車料金の全額を助成額とする。

- 2 利用者は、契約事業者 _____ の運転手に、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示するとともに利用券 1 枚を渡し、乗車料金と助成額の差額を支払うことにより、この事業による助成を受けるものとする。

3 略

(利用券の再交付)

第 9 条 第 4 条の規定により交付した利用券は、これを紛失したとき、又は盗難のときにおいても、再交付はしないものとする。ただし、利用券を破損し、又は汚損したときは、この限りではない。

(利用券の返還)

第 10 条 市長は、利用者が死亡し、又は第 2 条に規定する要件に該当しなくなったときは、利用者又は保護者から、利用券の返還を受けるものとする _____。

利用しようとする場合にあっては、第3条の規定により提出する申請書にその旨を記載しなければならない。

2 市長は、調整対象者に対して利用券の交付を行うに当たっては、第4条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる高齢者タクシー要綱第11条第3項の規定により返還された利用券(以下この項において「返還利用券」という。)の枚数の区分に応じ、当該各号に定める枚数の利用券を一括交付するものとする。

(1) 返還利用券の枚数が第4条第2項に規定する利用券の枚数以下である場合
返還利用券の枚数と同数

(2) 返還利用券の枚数が第4条第2項に規定する利用券の枚数を超える場合
第4条第2項に規定する利用券の枚数

3 調整対象者が第4条第3項の規定の適用を受ける場合は、同項に規定する枚数の利用券を、前項に定める利用券の枚数に追加して交付するものとする。この場合において、同項に定める利用券の枚数が零であるときは、第4条第3項に規定する枚数の利用券のみを交付するものとする。

4 調整対象者が事業の利用決定を受けたときは、利用決定の日を事業の利用開始日とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別に定める。

様式第1号(第3条関係)

松江市福祉タクシー利用券交付申請書
略

略	住所	略	
		施設入所	略
		医療機関 への入院	していない・している(退 院予定 年 月 日)
略			
高齢者タ クシー事 業の利用	していない・しているが、本事業の 利用決定時にやめる		

略

- ・週2回の通院のとき 1月当たり2枚(合計8枚)
- ・週3回以上の通院のとき 1月当たり6枚(合計12枚)

様式第1号(第3条関係)

松江市福祉タクシー利用券交付申請書
略

略	住所	略	
		施設入所	略
		略	
略			

略

- ・週2回の通院のとき 1月あたり2枚(合計8枚)
- ・週3回以上の通院のとき 1月あたり6枚(合計12枚)

附 則

この告示は、令和3年9月8日から施行する。